

サービス利用規約 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">サービス利用規約</p> <p>第1条（定義） （第1項（1）～（8）省略）</p> <p>（9）「反社会的勢力等」</p>	<p style="text-align: center;">サービス利用規約</p> <p>第1条（定義） （第1項（1）～（8）省略）</p> <p>（9）「反社会的勢力等」とは、</p>
<p>第3条（会員資格） （第1項 省略）</p> <p>2 当社は、会員登録を認めた場合、本サービス上にマイページを開設します。</p> <p><u>3</u> 当社は、次条に従って会員登録の申請がなされた場合、本規約及び当社の基準にそって審査を行い、本サービスの利用を承諾する場合、本規約に定める通知方法によりその旨を当該申請者に通知します。当社が当該申請を承諾した場合、当社とお客様との間で利用契約が締結され、お客様は本サービスの会員となるものとします。</p>	<p>第3条（会員資格） （第1項 省略）</p> <p>2 当社は、会員登録を認めた場合、本サービス上にマイページを開設します。当社は、次条に従って会員登録の申請がなされた場合、本規約及び当社の基準にそって審査を行い、本サービスの利用を承諾する場合、本規約に定める通知方法によりその旨を当該申請者に通知します。当社が当該申請を承諾した場合、当社とお客様との間で利用契約が締結され、お客様は本サービスの会員となるものとします。</p>
<p>第4条（会員登録等） （第1項(2)まで省略）</p> <p>（3）当社から出金を行う際のお客様名義の<u>金融機関</u>口座の情報 （以下、省略）</p>	<p>第4条（会員登録等） （第1項(2)まで省略）</p> <p>（3）当社から出金を行う際のお客様名義の口座の情報 （以下、省略）</p>
<p>第5条（会員登録の申請をお断りする場合） （第1項(2)まで省略）</p> <p>（3）<u>18歳未満</u>又は万80歳以上の方 （以下、省略）</p>	<p>第5条（会員登録の申請をお断りする場合） （第1項(2)まで省略）</p> <p>（3）<u>未成年</u>又は万80歳以上の方 （以下、省略）</p>
<p>第6条（利用契約の内容） （第1項(1)まで省略）</p>	<p>第6条（利用契約の内容） （第1項(1)まで省略）</p>

<p>(2) 当社は、本匿名組合出資持分の取得の勧誘に関して、本委託契約に基づいて本会員から受け入れた金銭を、当社の固有財産と分別して管理するために開設する銀行預金口座及び信託銀行に開設する信託口座（複数の口座となる場合があります。以下、総称して「分別管理口座」といいます。）にて分別管理するものとします。</p> <p>(第2項(1)まで省略)</p> <p>(2) 当社は、本会員の申込みが有効と判断した場合、本匿名組合契約を受注（以下、「受注」といいます。）し、先着方式及び抽選方式により、以下に定める本匿名組合契約の締結が可能な会員を決定いたします。</p> <p>ア 先着方式における本匿名組合契約の申込み</p> <p>(ア) 先着方式が採用された本匿名組合契約（以下本①において同じ。）において、本会員は、募集期間中に、本ウェブサイト上に表示される募集金額及び当該時点における申込可能残額（当該募集金額から当該時点における本会員及び他の申込者からの申込みを当社が受注した総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を参照したうえで、本ウェブサイト上に申込口数（最低出資金額以上であり、かつ、申込可能残額以下の金額であることを要します。）を入力することにより本匿名組合契約の申込みを行います（「<u>受注</u>」とい<u>います。</u>）。当社は、当該申込みを有効と判断した場合、当該申込みを受注し、本会員による受注手続が完了するものとします（「<u>約定</u>」とい<u>います。</u>）。この場合、</p>	<p>(2) 当社は、本匿名組合出資持分の取得の勧誘に関して、本委託契約に基づいて本会員から受け入れた金銭を、当社の固有財産と分別して管理するために開設する銀行預金口座（複数の口座となる場合があります。以下、総称して「分別管理口座」といいます。）にて分別管理するものとします。</p> <p>(第2項(1)まで省略)</p> <p>(2) 当社は、本会員の申込みが有効と判断した場合、本匿名組合契約を受注（以下、「受注」といいます。）し、先着方式及び抽選方式により、以下に定める本匿名組合契約の締結が可能な会員を決定いたします。</p> <p>ア 先着方式における本匿名組合契約の申込み</p> <p>(ア) 先着方式が採用された本匿名組合契約（以下本①において同じ。）において、本会員は、募集期間中に、本ウェブサイト上に表示される募集金額及び当該時点における申込可能残額（当該募集金額から当該時点における本会員及び他の申込者からの申込みを当社が受注した総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を参照したうえで、本ウェブサイト上に申込口数（最低出資金額以上であり、かつ、申込可能残額以下の金額であることを要します。）を入力することにより本匿名組合契約の申込みを行います。当社は、当該申込みを有効と判断した場合、当該申込みを受注し、本会員による受注手続が完了するものとします。この場合、当社は、会員に対して、本匿名組合契約に<u>係</u></p>
--	--

<p>当社は、会員に対して、本匿名組合契約が<u>約定</u>した旨を通知するものとします。 <u>会員と営業者との間での本匿名組合契約は当該約定した時点で成立します。</u></p> <p>(イ) <u>約定後</u>、本会員は、当社の定める送金期限までに、本会員名義の<u>金融機関</u>口座から当社指定の銀行預金口座に申込額全額を払い込むことにより、申込手続きが完了するものとします（払込みに係る振込手数料は会員の負担とします。）。送金期限の到来時点で、本会員によって当社指定の銀行預金口座に実際に払い込まれた金額が申込額に満たない場合、当社は当該申込額に対応する本匿名組合契約を不成立として扱うことができます。この場合、当社はその旨をマイページ上で通知し、本会員から払込みを受けた一部金額がある場合、当該金額を本会員の指定する口座に返金するものとします（返金時の振込手数料は会員の負担とします。）。</p> <p>(ウ) 上記(ア)による本匿名組合契約が<u>約定</u>したにもかかわらず、送金期限までに申込額全額の入金が確認できず、かつ当社の要請にも本会員が応じず、本匿名組合契約が不成立となった場合、当社は本会員に対して今後の当社サービスの利用を制限することがあります。</p> <p>((エ) 省略)</p> <p>イ 抽選方式における本匿名組合契約の申込み</p> <p>(ア) 抽選方式が採用された本匿名組合契約において（以下本②において同じ。）、本会員は、募集期間中に、本ウェブサイト上に表示される募集金額を参照したうえで、本ウェブサイト上に申込口数（最低</p>	<p><u>る申込の受注が完了</u>した旨を通知するものとします。</p> <p>(イ) <u>受注手続きが完了</u>した本会員は、当社の定める送金期限までに、本会員名義の<u>銀行預金</u>口座から当社指定の銀行預金口座に申込額全額を払い込むことにより、申込手続きが完了するものとします（払込みに係る振込手数料は会員の負担とします。）。送金期限の到来時点で、本会員によって当社指定の銀行預金口座に実際に払い込まれた金額が申込額に満たない場合、当社は当該申込額に対応する本匿名組合契約を不成立として扱うことができます。この場合、当社はその旨をマイページ上で通知し、本会員から払込みを受けた一部金額がある場合、当該金額を本会員の指定する口座に返金するものとします（返金時の振込手数料は会員の負担とします。）。</p> <p>(ウ) 上記(ア)による本匿名組合契約の<u>受注手続きが完了</u>したにもかかわらず、送金期限までに申込額全額の入金が確認できず、かつ当社の要請にも本会員が応じず、本匿名組合契約が不成立となった場合、当社は本会員に対して今後の当社サービスの利用を制限することがあります。</p> <p>((エ) 省略)</p> <p>イ 抽選方式における本匿名組合契約の申込み</p> <p>(ア) 抽選方式が採用された本匿名組合契約において（以下本②において同じ。）、本会員は、募集期間中に、本ウェブサイト上に表示される募集金額を参照したうえで、本ウェブサイト上に申込口数（最低</p>
--	--

<p>口数以上であることを要します。)を入力することにより本匿名組合契約の申込みを行います<u>(「受注」といいます。)</u>。当社は、当該申込みを有効と判断した場合、当該申込みを受注し、抽選手続の対象として扱います。</p> <p>((イ) 省略)</p> <p>(ウ) 抽選手続は当社が定める方法において行われ、本会員は当落その他の結果に対して何らの異議やクレームも申し立てることはできません。なお、本会員による申込額に対する当選額（以下「当選金額」といいます。）は申込額の100%、0%、又は一部金額のいずれかとなります。本会員は、当選した場合に必ず入金できる金額を申込額として入力するものとします。また、当社は、抽選結果をマイページ上に表示するとともに、本会員に対して抽選結果を個別に通知します<u>(当選した場合に限り「約定」といい、この時点で会員と営業者との間での本匿名組合契約が成立します。)</u>。</p> <p>(エ) 会員が一旦行った本匿名組合契約の申込みをキャンセルしようとする場合、会員は、当選が確定するまではマイページからのキャンセル手続を通じて当社に対して募集期間中にその旨を通知するものとします。当選確定後のキャンセルは、<u>第8条の2（お申し込みの撤回について）の内容及び方法により受付いたしません。</u></p>	<p>口数以上であることを要します。)を入力することにより本匿名組合契約の申込みを行います。当社は、当該申込みを有効と判断した場合、当該申込みを受注し、抽選手続の対象として扱います。</p> <p>((イ) 省略)</p> <p>(ウ) 抽選手続は当社が定める方法において行われ、本会員は当落その他の結果に対して何らの異議やクレームも申し立てることはできません。なお、本会員による申込額に対する当選額（以下「当選金額」といいます。）は申込額の100%、0%、又は一部金額のいずれかとなります。本会員は、当選した場合に必ず入金できる金額を申込額として入力するものとします。また、当社は、抽選結果をマイページ上に表示するとともに、本会員に対して抽選結果を個別に通知します</p> <p>(エ) 会員が一旦行った本匿名組合契約の申込みをキャンセルしようとする場合、会員は、当選が確定するまではマイページからのキャンセル手続を通じて当社に対して募集期間中にその旨を通知するものとします。当選確定後のキャンセルは<u>原則受付ませんが、やむを得ない事情によりキャンセルを希望する会員については、マイページからのキャンセルはできませんので、お問い合わせフォームまたはメールでその旨を当社へ通知するものとします。当選確定後、入金期日までに全額の払い込みが確認できない場合、当該申込はキャンセルとなり、不足額につ</u></p>
---	--

<p><u>(オ)当選確定後、入金期日までに全額の払い込みが確認できない場合、当該申込はキャンセルとなり、不足額についてキャンセル待ちとなった会員による再抽選を行います。再抽選結果による当選の手続は前述の手続に準じて行い、再々抽選を行うこともあります。</u></p> <p>ウ 本会員から入金された本匿名組合出資金を、他の本会員からの入金額とともに分別管理口座から本営業者の分別管理口座に送金します。</p> <p>((3)省略)</p> <p>(4) 最低成立金額を下回る場合、当社は営業者へ送金を行わず、本匿名組合契約を不成立とし、マイページにて通知いたします。不成立となった場合には、入金いただいた金銭は会員が事前に登録をしている<u>金融機関</u>口座に返金するものとし、返金時の振込手数料は弊社の負担とします。</p>	<p><u>いてキャンセル待ちとなった会員による再抽選を行います。再抽選結果による当選の手続は前述の手続に準じて行い、再々抽選を行うこともあります。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ 本会員から入金された本匿名組合出資金を、他の本会員からの入金額とともに分別管理口座から本営業者の分別管理口座に送金します。<u>本匿名組合契約は、当社が受注額を本営業者の分別管理口座に送金し着金した時点で成立します。</u></p> <p>((3)省略)</p> <p>(4) 最低成立金額を下回る場合、当社は営業者へ送金を行わず、本匿名組合契約を不成立とし、マイページにて通知いたします。不成立となった場合には、入金いただいた金銭は会員が事前に登録をしている<u>銀行預金</u>口座に返金するものとし、返金時の振込手数料は弊社の負担とします。</p>
<p><u>第8条の2（お申し込みの撤回について）</u></p> <p><u>1 本匿名組合契約は、申込日から起算して8日を経過するまでの間、クーリング・オフ（無条件解約）が可能です（金融商品取引法第37条の6に基づくクーリング・オフの適用はありません）。すでに支払われた出資金は、お客様が事前に登録している金融機関口座への振込にて速やかに返金いたします。ただし、一度成立した本匿名組合契約について、上記</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

<p><u>クーリング・オフの場合を除き、契約の取り消し又は中途での解約はできません。</u></p> <p><u>2 前号のクーリング・オフのお申出に關しましては、下記よりお申出ください。</u></p> <p>・お問い合わせフォーム： https://yamawake.jp/investortop/inquiry_entry.html?command=new</p> <p>・Eメールアドレス：info@yamawake.jp</p> <p><u>3 第1号による契約の解除に伴う手数料はございません。ただし、同解除の返金に伴う銀行送金手数料は本匿名組合員の負担となります。</u></p>	
<p>第14条（当社による会員資格の停止、抹消等） （第1項(1)～(6)まで省略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>(7)（内容省略）</u></p>	<p>第14条（当社による会員資格の停止、抹消等） （第1項(1)～(6)まで省略）</p> <p><u>(7)本サービスへのアクセスが6か月以上ない場合</u></p> <p><u>(8)（内容省略）</u></p>
<p>第16条（入出金） （第1項 省略）</p> <p>2 本営業者が本会員に対して払い込む利益の分配金は、GMO あおぞらネット銀行に開設する当社名義の<u>分別管理</u>口座を経由し、本会員名義の口座へ振込みます。ただし、本会員が会員登録時に当社に個人番号又は法人番号を提出していない場合は、当社所定の手続に従い、当社に個人番号又は法人番号を提出後の支払いとすることに同意するものとします。</p>	<p>第16条（入出金） （第1項 省略）</p> <p>2 本営業者が本会員に対して払い込む利益の分配金は、GMO あおぞらネット銀行に開設する当社名義の<u>配当資金</u>管理口座を経由し、本会員名義の口座へ振込みます。ただし、本会員が会員登録時に当社に個人番号又は法人番号を提出していない場合は、当社所定の手続に従い、当社に個人番号又は法人番号を提出後の支払いとすることに同意するものとします。</p>
<p><u>2025年5月1日 改訂</u></p>	